

## 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律等の

# 一部を改正する等の法律の概要

平成24年6月27日、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」が公布されました。その概要を紹介いたします。

国有林野事業は、これまで、奥地の水源地域などに多く所在する国有林野について、その公益的機能の維持増進を基本としつつ、特別会計により企業的に運営してきました。

一方、我が国森林・林業の状況をみると、国有林及び私有林を通じた森林の公益的機能の発揮が強く期待されています。また、地域によっては、国有林に隣接する私有林において十分な整備や保全が行われていない状況もみられます。

このような状況を踏まえ、国有林野事業について、国有林と私有林の一体的な整備及び保全を図るための仕組みを創設するとともに、特別会計により企業的に運営する事業から、一般会計で実施する事業に見直すこととしました。

### 1. 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

#### (1) 管理経営基本計画等の見直し

① 農林水産大臣が定める「管理経営基本計画」及び森林管理局長が定める「地域管理経営計画」の計画事項に、「国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項」を追加する。

② 管理経営基本計画等は、森林における生物多様性の保全、国民の需要に即した林産物の供給、効率のかつ安定的な林業経営を担うべ

き人材の育成及び確保その他国有林野事業及び私有林野に係る施策の一体的な推進に配慮して定めるものとする。

③ 森林管理局長は、国有林野事業及び私有林野に係る施策の一体的な推進のため必要と認めるときは、地方公共団体の長に必要な協力を要請できるものとする。

#### (2) 分収林制度の見直し

国以外の者と国有林野の育林等の費用を分担し、将来収益を分配する仕組みである分収造林契約及び分収育

林契約の存続期間(80年及び60年について、公益的機能の維持増進を図るため長伐期実施を行うことが適当と農林水産大臣が認めるときは、それぞれ、一回ごとに80年又は60年を超えない範囲で延長できるものとする。

#### (3) 共用林野制度の見直し

地域住民に国有林野の使用を認める共用林野制度について、バイオマスエネルギー利用を推進するため、エネルギー源として共同の利用に供するための林産物の採取ができるようにする。

### 2. 森林法の一部改正

(1) 森林管理局長は、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため必要と認めるときは、国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林の森林所有者等と協定(公益的機能維持増進協定)を締結して、当該協定に係る森林の整備及び保全を行うことができるものとする。

(2) 協定の内容は、次に掲げる基準

に適合するものでなければならないものとする。

① 国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものであること。

② 私有林の有する公益的機能の維持増進に寄与するものであること。

③ 森林の利用を不当に制限するものでないこと。

④ 協定区域内又は協定区域に近接する私有林において都道府県が行う治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること。

⑤ 協定の有効期間、協定に違反した場合の措置等の協定記載事項について農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

(3) 協定は、協定締結の公告後に当該協定の対象である私有林の森林所有者等となった者に対してもその効力があるものとする。

また、協定に基づいて森林所有者等が行う立木の伐採について、市町村長への届出を不要とする。

(4) 協定案の公告・縦覧その他協定の

## 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の概要

国有林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、国有林及び民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度を創設するとともに、国有林野事業特別会計において企業的に運営してきた国有林野事業について、一般会計において実施することとする等の所要の措置を講ずる。

### 法律の概要

#### 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

- 農林水産大臣等が定める「国有林野の管理経営計画」を拡充し、国有林だけではなく、国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林についても、その整備及び保全ができるよう措置
  - ※ 地域の実情に応じ、巡視や林道の整備等のほか、野生動植物の生息・生育環境の保全、外来植生の駆除等を想定
- 分収林契約について、長伐期施業の推進のため、契約期間を延長できるよう措置
- 共用林野制度について、地域住民の共同のエネルギー源として、国有林野内の立木を使用できるよう措置

#### 森林法の一部改正

森林管理局長は、公益的機能の維持増進のため必要があると認めるときは、国有林に隣接する民有林について、森林所有者等と協定を結び、当該民有林の整備及び保全を行うことができるよう措置

#### 特別会計に関する法律の一部改正

**国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業は一般会計において実施することとする。**

既存の累積債務については、債務を国民の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、債務処理を経理する暫定的な特別会計を設置する。

※ あわせて、債務の返済期限、利子補給等についても規定。

その他、国有林野事業職員の労働関係、給与等について定める各法律の改正等を措置

### 期待される効果

国有林と民有林の一体的な整備・保全が図られ、森林の有する公益的機能が十全に発揮される。

締結手続について定める。

て実施する。

特別会計を設置する。

て、労働関係に関する特例を廃止する。

### 3. 特別会計に関する法律の一部改正

(1) 国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業は一般会計において実施する。

(2) 現行特別会計の既存債務については、林産物収入等で返済し、新たな国民負担は生じさせないこととし、その処理を経理するための暫定的な

### 4. 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正

国有林野事業が国営企業でなくなることから、国有林野事業職員について

### 5. 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法及び国有林野事業の改革のための特別措置法の廃止

4と同様に、国有林野事業職員について、給与等に関する特例を廃止するとともに、国有林野事業特別会計の廃止に伴い、国有林野事業の改革のための特別措置法を廃止する。ただし、債務の償還期限及び国会報告に係る規定については、なお効力を有するものとする。

### 6. その他の法律の改正

その他関係法律について所要の改正を行う。

### 7. 施行期日等

(1) この法律は、平成25年4月1日から施行する。ただし、1(1)の管理経営計画に関する事項については、公布の日から施行する。

(2) 農林水産大臣は平成24年12月31日までに、森林管理局長は平成25年3月31日までに、現行の管理経営基本計画及び地域管理経営計画を変更するものとする。